#### 鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動 後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、 当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改	正	前
-----	---	---	---

### (趣旨)

務局」という。)の組織に関し必要な事項を定める ものとする。

(課の設置)

第2条 事務局に、次の課を置く。

監査第一課

監査第二課

監査第三課

(課の分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

(1)~(4) 略

(5) 定期監査(工事監査を除く。以下同じ。)及 び県が財政的援助を与えているもの等の監査並び に決算及び基金運用状況の審査に関すること。

(6) 工事監査に関すること。

(7) 略

(8) 略

監査第二課

(1) 定期監査及び県が財政的援助を与えているも (1) 定期監査、随時監査及び県が財政的援助を与 の等の監査並びに決算<u>及び基金運用状況</u>の審査に えているもの等の監査並びに決算の審査に関する

(目的)

第1条 この訓令は、鳥取県監査委員事務局(以下「事 第1条 この訓令は、鳥取県監査委員事務局(以下「事 務局」という。)の組織に関し必要な事項を定める ことを目的とする。

(課の設置)

第2条 事務局に、次の課を置く。

監査第一課

監査第二課

(課の分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

(1)~(4) 略

(5) 定期監査、随時監査及び県が財政的援助を与 えているもの等の監査並びに決算の審査に関する こと。

(6) 略

(7) 指定金融機関等の監査に関すること。

(8) 略

監査第二課

関すること。

<u>(2)</u> 略

(3) 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払 の事務に係る監査に関すること。

<u>(4)</u> 略

## 監査第三課

- (1) 定期監査及び県が財政的援助を与えているも の等の監査並びに決算及び基金運用状況の審査に 関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 随時監査に関すること。
- (4) 住民監査請求に係る監査に関すること。
- (5) 請求(前号に掲げるものを除く。)又は要求 に基づく監査に関すること。
- (6) 職員の賠償責任に係る監査等に関すこと。
- (7) 例月現金出納検査に関すること。

### (職員の職)

第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、 | 第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、主査、 監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師並びに特 別調査員とする。

# (職務)

第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。│第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 (1)~(3) 略

<u>(4)</u> 略

<u>(5)</u> 略

こと。

- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 請求、要求等に基づく監査に関すること。
- (4) 職員の賠償責任に係る監査及び審査に関する <u>こと。</u>

<u>(5)</u> 略

<u>(6)</u> 略

(職員の職)

課長、監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師並 びに特別調査員とする。

(職務)

- - (1)~(3) 略
- (4) 主査 上司の命を受け、局務に参画する。
- <u>(5)</u> 略
- <u>(6)</u> 略

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。